

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について

自治大学校施設の管理・運營業務における業務仕様書 別紙19 評価表「賃上げの実施に関する指標」の評価項目に係る別に定める基準については、下記のとおりとする。

記

1 評価条件

以下のいずれかを条件とする。

【大企業】

※ 下記に示す中小企業等以外の法人（以下同じ。）。

- (1) 令和7年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を3%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- (2) 令和7年暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を3%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

【中小企業等】

※ 中小企業等とは、資本金1億円以下の法人等（法人税法第66条第2項に該当し同条第6項に該当しない法人等、若しくは同条第3項に該当する法人等。以下同じ。）。

- (1) 令和7年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与総額」を1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- (2) 令和7年暦年において、対前年比で「給与総額」を1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

2 評価方法

別紙1の1又は別紙1の2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を入札参加者から提出を受けたことをもって評価する。（入札参加グループの場合は、代表企業及びグループ企業すべての取組で評価する）。

3 賃上げ実績の確認

2の表明書を提出し、加点を受けた入札者が落札者となった時は、当該落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。以下同じ。）が終了した後、提出された所定の書類を速やかに確認する。なお、確認に当たっては、1（1）の場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙2）の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。

また、1（2）の場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙3）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする。

※1 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、1（1）の場合は別紙2の「合計額」と、1（2）の場合は別紙3の「支払金額」とする。

※2 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、事業者から税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができるものとする。

4 賃上げ基準に達していない場合について

上記3の確認を行った結果、本入札において加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合は、総務本省を通じ、財務省に報告する。財務省は、当該報告を受けた場合、これを各省各庁の長へ通知し、各省各庁は当該通知された日から1年間、当該通知にある賃上げ基準に達していない者が総合評価落札方式による入札に参加する場合、同者に対して、当該入札において本入札により加点する割合（5%）よりも大きな割合の減点を行うこととなっている。

※ 上記3の確認に当たり所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行うこととする。

5 契約期間終了後における確認について

加点措置を受けた落札者については、当該契約期間終了後、上記3に準じて最終事業年度等及びその前事業年度等の賃上げ実績を確認し、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為等がないか確認をする。